

新潟市告示第 246 号

有料公園施設使用料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」等使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称 及び主たる事務所の所在地	徴収事務委託を行う施設等の名称及び位置	
	名 称	位 置
（共同事業体名） 福島潟推進グループ  （代表団体） 新潟市中央区東堀通一番町 494 番地 3 愛宕商事株式会社 代表取締役 高橋 克郎  （構成団体） 新潟市北区石動一丁目 15 番地 4 アイビス技建株式会社 代表取締役 善宝 知子  新潟市中央区神道寺 2 丁目 2 番 10 号 グリーン産業株式会社 代表取締役 荒川 義克	水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」	新潟市北区前新田乙 493 番地
	水の公園福島潟潟来亭	新潟市北区新鼻乙 11 番地 1
	水の公園福島潟キャンプ場	新潟市北区新鼻乙 11 番地 1

- 2 徴収事務を行わせる歳入  
水の公園福島潟水の駅「ビュー福島潟」等使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 徴収事務を委託した日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 徴収事務を行わせる期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで